

第10回 神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会 議事要旨

1. 日 時：平成23年10月20日（木）13:00～15:00

2. 場 所：横浜市技能文化会館 802大研修室

3. 議 事：

(1) 第9回委員会の議事要旨

・特に意見はなく、承認された。

(2) 要対策箇所の進捗状況および対策完了箇所の概要、今後の取り扱いについて

Q1：県では、これまで、県が実施した事業については、説明責任を果たすために、事後評価を実施しているところであり、要対策箇所においても、対策事業者が事後評価の一つとして、要対策箇所の効果検証を実施すべきと考えている。

また、効果検証箇所の検証方法、期間は、事業者が実施している事後評価における検討なども踏まえ、事業者において、適切に設定することとしたい。（神奈川県）

A：資料に記載した効果検証箇所の検証方法、期間は一事例として考えて頂き、それぞれの地域特性にあった個別判断をいきたい。（事務局）

(前回会議内で事務局より回答済み)

Q2：原宿交差点の開通直後と開通1ヶ月後、開通3ヶ月後で所要時間の変化に違いが出ているが、季節的な変動と解釈して良いか。（バス協会）

A：一日、一週間、月間で様々な変動があるため、データは継続的に取得し、様々な角度から分析を行っていくのが望ましいと考えている。（事務局）

(前回会議内で事務局より回答済み)

(3) 今年度実施方針：その他の混雑指摘箇所のスクリーニング方法について

Q3：県においては、「かながわのみちづくり計画」との整合性が図れなくなることや、箇所によっては、長期に渡って、具体的な対策が図れない箇所が生じてしまうことが想定されるため、要対策候補箇所へ抽出する場合は、各道路管理者に相談していただき、各道路管理者の実施計画との整合性や、事業実施環境を含めながら判断していただきたい。（神奈川県）

A：要対策箇所は、自治体の計画と整合を図る必要があると考えている。要対策候補箇所は、現地確認をした上で客観的データにより抽出する方法を考えている。なお、要対策候補箇所への抽出の際も、個別に道路管理者の確認を取りたいと考えている。（事務局）

A：自治体の持っている計画に無いから、要対策箇所、要対策候補箇所に抽出されないと簡単に判断しないようにしていただきたい。計画策定当時はそれほど重要でなかった

ものが、その後何らかにより理由により重要になるケースも考えられる。段階的に見ていただきたい。(委員長)

A：優先度をつける際は、各道路管理者の意見を聞くとともに、社会的な影響も考慮すると良い。(東日本高速道路株式会社)

(前回会議内で事務局より回答済み)

Q4：現地確認とは、どの程度の事を考えているか。今年度、来年度の予算を確保していないため、時期的にも予算的にも難しい状況である。要対策候補箇所に抽出された箇所について実施するというのはどうか。(神奈川県)

A：現地で簡単に確認できる内容を考えている。(事務局)

(前回会議内で事務局より回答済み)

Q5：その他混雑指摘箇所26箇所の現地確認は誰が行うのか？また、指摘された箇所は、現場に行って確認して欲しい。(委員長)

A：各道路管理者にお願いしたいと考えている。(事務局)

(前回会議内で事務局より回答済み)

(4) 次回委員会の予定について

Q6：次回議題3の要対策候補箇所の検証結果については、実感と実態のデータが異なることについて、検証して頂けるということによろしいか。(川崎市)

A：次回委員会で検証結果を審議していただきます。(事務局)

(本委員会、議事次第「2-2(3) 要対策候補箇所の評価結果」で審議予定)

以上